

高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票

私 立 _____ 学校 全日制・定時制・通信制・専攻科

ふりがな _____ ふりがな _____
保護者氏名 _____ (生徒氏名 _____)

連 絡 先 _____

* 内容の確認をさせていただく場合がありますので、連絡がつく電話番号を記載してください。

「高校生等奨学給付金(私立高等学校等)のお知らせ」をご覧ください、申請書の記載もれや提出書類の添付もれがないか、この確認票の□にチェックをしてご確認の上、ご提出ください。

(この確認票も申請書と一緒に、学校の事務室までご提出ください。)

1 保護者の方は令和5年7月1日現在、神奈川県内に在住していますか？

はい → 2 へ進んでください。

いいえ → お住まいの都道府県の担当課へお尋ねください。

2 保護者の方の世帯状況についてお尋ねします。

生活保護(生業扶助)を受給されている方 → 3 へ進んでください。

都道府県民税・市町村民税所得割が課税されていない方
→ 4 へ進んでください。

3 次の書類をご提出ください。〈生活保護(生業扶助)世帯〉

① 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票(本用紙)

② 第1号様式 高校生等奨学給付金受給申請書

誓約欄・委任欄(裏面)に記名しましたか

③ 第2号様式 振込先口座登録用紙

振込口座番号等が分かる通帳ページ等のコピーを貼り付けましたか。

口座名義人は、第1号様式 高校生等奨学給付金受給申請書に記載されている者と同じですか。

※ 異なる場合は、別途⑤「委任状(受領に関する権限の委任)」が必要です。

④ 「生活保護受給証明書」又は「個人番号カードの写し等」のいずれかに☑をつけ、☑をつけた書類を添付してください。

生活保護受給証明書(発行日が令和5年7月1日以降のもの)

または

第3号様式 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(発行日が令和5年7月1日以降のもの)

高校生の個人番号カードの写し等(保護者のではありません)

⑤ 委任状(受領に関する権限の委任)

※口座名義人が、③で定義されている人以外の場合

⑥ 委任状(未済に充当することを了承し、権限の委任)

※授業料以外の納付金等に未済がある場合のみご提出ください。

4 申請する高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満(平成12年7月

3日生～平成20年7月2日生)の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

- はい→ 5へ進んでください。
- いいえ→ 6(次ページ)へ進んでください。

5 次の書類を提出してください。＜非課税世帯＞

- ① 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票(本用紙)
- ② 第1号様式 高校生等奨学給付金受給申請書
 - 生業扶助を受けていない旨の誓約欄(裏面)に記入しましたか。
- ③ 第2号様式 振込先口座登録用紙
 - 振込口座番号等が分かる通帳ページ等のコピーを貼り付けましたか。
 - 口座名義人は、第1号様式 高校生等奨学給付金受給申請書に記載されている者ですか。
 - ※異なる場合は、別途⑦「委任状(受領に関する権限の委任)」が必要
- ④ 所得に関する書類(※保護者等全員の方の分が必要です。)
 - 「課税証明書等」又は「個人番号カードの写し等」のいずれかにチェックをつけ、「課税証明書等」の場合は、いずれかに☑をつけ、☑をつけた書類を添付してください。「個人番号カードの写し等」に☑を付けた場合は添付不要です。
 - 「課税証明書等」
 - a 令和5年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の写し
 - b 令和5年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の写し
 - c 令和5年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本(写しでも可)
 - 「個人番号カードの写し等」
 - 就学支援金の申請・届出で登録(提出)済み(自己情報の提出も含む)
 - ※再提出の必要はありません。
- ⑤ 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー
 - ※健康保険証等とは、公的医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等)の保険証のことです。
 - ※保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒塗りしてください。
- ⑥ 申請する高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹の健康保険証等の写し
 - ※ 保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒塗りしてください。
- ⑦ 委任状(受領に関する権限の委任)
 - ※口座名義人が、③で定義されている人以外の場合
- ⑧ 委任状(未済に充当することを了承し、権限の委任)
 - ※授業料以外の納付金等に未済がある場合のみご提出ください。

6 次の書類をご提出ください。＜非課税世帯＞

- ① 高校生等奨学給付金申請に係る提出書類の確認票（本用紙）
- ② 第1号様式 高校生等奨学給付金受給申請書
 生業扶助を受けていない旨の誓約欄（裏面）に記入しましたか。
- ③ 第2号様式 振込先口座登録用紙
 振込口座番号等が分かる通帳ページ等のコピーを貼り付けましたか。
 口座名義人は、第1号様式 高校生等奨学給付金受給申請書に記載されている者と同じですか。
※ 異なる場合は、別途⑥「委任状（受領に関する権限の委任）」が必要
- ④ 「課税証明書等」又は「個人番号カードの写し等」のいずれかにをつけ、「課税証明書等」の場合は、いずれかにをつけ、をつけた書類を添付してください。「個人番号カードの写し等」にを付けた場合は添付不要です。
「課税証明書等」
a 令和5年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の写し
b 令和5年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の写し
c 令和5年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本(写しでも可)
「個人番号カードの写し等」
 就学支援金の申請・届出で登録（入力）済み（自己情報の提出も含む）
※再提出の必要はありません。
- ⑤ 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー
※ 健康保険証等とは、公的医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等）の保険証のことです。
※ 保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒塗りしてください。
- ⑥ 委任状（受領に関する権限の委任）
※口座名義人が、③で定義されている人以外の場合
- ⑦ 委任状（未済に充当することを了承し、権限の委任）
※授業料以外の納付金等に未済がある場合のみご提出ください。